

## 国土交通省環境行動計画の進捗状況について（概要）

## 一 はじめに

昨年6月、国土交通省は、環境政策を総点検し、「国土交通省環境行動計画」を策定しました。本行動計画では環境の保全・再生・創造を国土交通行政の本来的使命として明確に位置づけ、あらゆる局面で環境負荷の低減に努める「国土交通行政のグリーン化」を進めることとしています。

本行動計画をまとめるに当たっての基本的な考え方として、第一章では「4つの視点」を掲げるとともに、主な取組の内容を「6つの改革」としてまとめており、第二章ではここ数年で国土交通省が新たに取り組んでいく施策について、施策分野毎にまとめています。

今般、本行動計画の着実な実行を確保するため、進捗状況の点検（中間とりまとめ）を行いました。

## 二 各 論

平成17年2月末現在の主な施策の措置状況については、以下の通りとなっています。

第一章Ⅱ中の項目	施策名	現在の状況及び今後の見込み
(1) 社会資本整備におけるライフサイクルマネジメント	①計画決定プロセスにおける環境の内在化	環境を内在化させるためのガイドラインを各事業ごとに作成中であり、平成17年度には、ガイドラインに基づく試行を実施する。
	②グリーン・バンキング・システムの構築等環境の再生・創造を行う社会資本整備の推進	公園、河川、道路、港湾等の公共施設空間を活用した緑化を計画的に進め、一定のエリアにおいて事業の実施に伴い緑地や干潟等を減少させないための仕組みを検討するための予算を確保し、省内の連携体制の下で検討を行う。

	③アセットマネジメントの導入	<p>公共事業コスト構造改革プログラムにおいて、「管理の見直し」の施策としてライフサイクルコストを考慮した計画的な維持管理を行うこととしており、平成17年度において道路構造物の延命化のための予防的修繕のマネジメントの強化や、港湾施設の更新・改良におけるアセットマネジメントシステムの導入に向けての検討などを予定している。</p>
(2) 環境負荷の小さい交通への転換	①グリーン物流総合プログラムの創設	<p>荷主・物流事業者の連携による燃料消費量の削減に向けた計画づくりを促進するための場として「グリーン物流パートナーシップ会議」を平成16年12月17日に発足させた。</p> <p>今後、同会議を通じて荷主と物流事業者の連携を強化し、荷主・物流事業者の協働による物流の環境対策を促進していくこととしている。</p> <p>また、平成17年3月にトラック輸送の効率化によるCO<sub>2</sub>排出削減量の算定が可能となるよう、これまでの検討結果を整理し、算定マニュアルの素案をまとめることにしている。</p>
	②環境的に持続可能な交通（EST）モデル事業の実施	<p>モデル事業の実施地域について、平成16年11月26日より募集を行い、12月28日に全国より応募のあった中から、11の地域を平成17年度から事業を開始するESTモデル事業の実施地域として選定した。</p> <p>その後、選定された地域については、地方自治体、地元経済界、交通事業者、道路管理者、警察関係者、NPO等地域の関係者がプロジェクトチームを立ち上げ、平成17年2月18日までに具体的なESTモデル事業の計画を策定した。</p> <p>平成17年度から各地域において事業計画に基づき各事業主体が事業に着手することとしている。</p>

	<p>③東アジア交通グリーン化連携プログラム（仮称）の作成</p>	<p>「物流に関する東アジア交通大臣会合」を「日ASEAN交通大臣会合」に併せ開催すべく、「東アジア物流高度化プロジェクト・チーム」を立ち上げ、ASEAN諸国並びに韓国及び中国と調整しており、日本及びASEAN域内の物流上の課題点・解決策を検討するため日ASEAN共同調査を実施している。</p> <p>今後、ASEAN諸国並びに韓国及び中国と調整し、同会合において、環境に優しい東アジアネットワークの実現に向けて「物流に関する東アジア交通大臣共同宣言（仮称）」を採択する予定。</p>
<p>(3) 環境に対する感度の高い市場の整備</p>	<p>①ストック重視の住宅・建築物市場のグリーン化総合戦略（仮称）の推進</p>	<p>一定規模以上の非住宅建築物を新築・増改築する場合の所管行政庁への届出に、大規模修繕等を行う場合を追加する等の措置を講ずるとともに、一定規模以上の住宅においても非住宅建築物と同様の措置を講ずること等を内容とするエネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正案を本通常国会に提出すべく準備をしているところ。また、省エネ改修や建築設備に係る省エネ基準の充実等を図る予定。</p> <p>建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）については、既存建築物を対象とする評価ツールを開発するとともに、第三者による評価結果の認証制度、評価を実施する評価員を養成するための講習及び登録制度を創設。平成17年度に、既存建築物の改修やヒートアイランド対策に対応した評価手法を開発、公表予定。</p> <p>また、平成17年度より、先導的技術の導入による対応を必要とする政策課題について、民間事業者等で構成されるコンソーシアムから技術開発提案を募集し、採択した提案について国が補助を行う制度を創設。</p>

	<p>②環境にやさしい経営の促進</p>	<p>運輸部門のグリーン経営認証制度については、トラック事業、バス・タクシー事業の分野において、荷主、物流事業者を対象とする説明会を幅広く開催するなど普及・促進を進め、平成17年2月末時点の認証取得者は593社に上る。また、認証制度の対象範囲を海運、倉庫業等に拡大するため、学識経験者、事業者団体等による検討委員会を平成16年12月に設置し、平成17年度の早い時期に認証制度を開始することとしている。</p> <p>建設業や不動産業など社会資本整備分野に関係する産業界において、中小規模も含めた事業者がより容易に、かつ自主的に環境貢献型の経営（グリーン経営）に取り組むことができるような指針を作成するための調査検討経費を平成17年度予算において措置し、平成18年度までに作成する予定。</p>
<p>(4) 持続可能な国土の形成</p>	<p>①全国海の再生プロジェクトの推進</p>	<p>平成16年度は、東京湾及び大阪湾において、水環境改善のための各種実証・社会実験を行うとともに、水質浄化等に関する技術開発、環境モニタリングに取り組んでいるところ。さらには、環境改善が必要な他の閉鎖性海域について検討しており、平成17年度からはそれらの海域において海域環境創造会議を設置し、環境改善のための行動計画の策定作業を開始する予定。</p> <p>また、全国海の再生プロジェクトの一貫として、下水道管理者が行う高度処理等を効率的に行うための下水道法の一部改正案を本通常国会に提出する予定。</p>
	<p>②水と緑のネットワーク化計画（仮称）の推進</p>	<p>都市緑地保全法等の一部を改正する法律（平成16年12月17日施行）等に基づく、緑の基本計画制度の充実、緑地保全地域制度の創設、緑化地域制度の創設、立体都市公園制度の創設等により総合的な緑地の保全・創出を推進するとともに、水と緑のネ</p>

		<p>ネットワーク形成を総合的に支援する緑地環境整備総合支援制度を創設した。</p> <p>また、「平成16年度エコロジカルネットワークの構築に向けた事業連携方策検討調査」の活用等により、水と緑のネットワーク形成について、関係省庁との連携の視点も踏まえた、総合的な連携支援体制の検討を行っている。</p> <p>引き続き、地方公共団体等における水と緑のネットワーク形成の取組を支援する体制の整備を推進していく予定である。</p>
	<p>③水・物質循環システム健全化プログラム（仮称）の推進</p>	<p>学識経験者等を含む研究会において、わが国が持続的に活力を維持しうる水に関連した社会システムのあり方について検討を行い、その成果を冊子としてとりまとめた。</p> <p>また、林野庁及び水産庁と連携し、土砂及び栄養塩の挙動を分析し、河川及び海域における水質及び生態系の健全化に向けた検討を行っているところであり、今後、栄養塩類の循環システムの再生計画を、モデル地域において策定する予定である。</p>
	<p>④「海洋の健康診断表」の提供</p>	<p>平成16年度は、診断項目・提供方法・提供内容・提供実施の方策などの具体的な検討、提供処理システムの設計・プログラム開発などを進めている。</p> <p>今後、関係省庁・地方自治体等における海洋汚染防止対策や地球温暖化防止対策等の策定・実施に寄与するため、中層フロートによる海洋観測を実施するとともに、海洋に関する様々な観測データ等を収集・整理し、海洋の状態の変化傾向等を評価して、平成17年度後期より「海洋の健康診断表」として提供を開始する予定である。</p>

<p>(5) 循環型社会の形成</p>	<p>①建設工事のゼロエミッション化</p>	<p>建設発生土等の有効利用については、公共工事土量調査の実施、建設発生土等の指定処分の徹底などを推進するとともに、浚渫土砂の有効利用のための技術開発として、平成16年度に「管中混合固化処理工法による現地改良地盤の特性」に関する研究を実施した。</p> <p>環境省と国土交通省との共同により、建設汚泥の再生利用に関する検討を行う「建設汚泥の再生利用に関する連絡調整会議」を開催し、建設汚泥を取り巻く現状の課題の抽出、対策の検討を行っているところである。</p> <p>建設混合廃棄物の削減については、分別解体等の工事に当たり建設リサイクル法に基づく届出がなされているかが公衆に識別できるようにするための届出済みシールの交付・推進を行った。また、リサイクル手法の開発による建設混合廃棄物の削減を図るため、平成16年度中に、対象品目における循環型排出－受入基準を取りまとめるほか、平成17年度には、技術開発促進のためのガイドライン作成を行うこととしている。</p>
	<p>②木材リサイクル市場拡大戦略（仮称）の推進</p>	<p>モデル県においてワーキングを開催し、建設発生木材のリサイクルの現状把握、課題整理、リサイクル促進施策の検討などを進めるとともに、平成17年3月には、千葉県における建設発生木材リサイクル促進行動計画（仮称）の素案を作成する予定。</p> <p>また、枠組壁工法建築物の再資源化・資源循環化技術の研究に対して補助を継続するほか、平成17年度より木造住宅から発生する建設発生木材をリユースする方策の検討を開始することとしている。</p>

	<p>③FRP船リサイクルシステムの構築</p>	<p>使用済みFRP（繊維強化プラスチック）船リサイクルシステムを構築するため、平成15年度までのリサイクル技術の開発結果を踏まえ、平成16年度は、セーフティーネット機能・マニフェスト制度・使用済みFRP船の引取基準に関して、調査・検討を実施している。</p> <p>平成17年度中に、FRP船と他FRP製品の併せ処理、FRP船種に応じた効率的な解体処理等の調査研究を実施する予定。</p>
	<p>④リサイクルポート高度化プロジェクトの実施</p>	<p>平成16年度は、港湾における循環資源の取扱いを円滑にするためのルールを明確にするため「循環資源取扱いに関するガイドライン」を策定し、港湾管理者等に周知したところである。また、リサイクルポート間の循環資源輸送実証実験を東京・北海道間に続き、中国エリアで実施する予定である。</p> <p>平成17年度は、リサイクルポートにおける施設整備支援メニューについて、新規制度を導入するとともに、港湾における資源ストック調整システム（仮称）の構築について検討する予定。</p>
<p>(6) 目標の実現力を高める推進方策</p>	<p>①トップランナーに対する集中的な支援</p>	<p>環境の切り口から意欲ある者の具体の取組を支援するため、平成16年11月26日から国土交通省環境行動計画モデル事業の実施地域の募集を行い、全国から27件の応募があった。この中からEST（環境的に持続可能な交通）、水と緑、海域等に関する20件をモデル事業の実施地域として選定した。</p> <p>その後、選定された地域において、応募者を含む関係者がプロジェクトチームを立ち上げ、平成17年2月18日までにモデル事業の計画を策定した。</p> <p>平成17年度から各事業主体がモデル事業を実施することとしている。</p>

	<p>②国土交通省の率優先的取組</p>	<p>平成16年7月に「官庁施設における環境負荷低減プログラム」を策定し、総合的な環境対策を推進している。</p> <p>また、既存官庁施設のグリーン診断・改修の推進については、平成16年度までに約1,700の既存官庁施設のグリーン診断を完了し、当該グリーン診断結果を踏まえたグリーン改修を計画的に実施中である。</p>
	<p>③観測・監視体制の強化及び研究・技術開発の推進</p>	<p>地球地図のデータ調整業務の強化、全国植生指標のデータ提供の開始、異常気象の発生頻度を解析する手法の検討、有害紫外線情報提供のための体制の整備、海面水位変化に関するデータ取得など観測・監視体制の強化を図っている。</p> <p>また、研究・開発分野においては、平成17年1月にヒートアイランド対策の総合的評価手法の開発に着手するなど環境に係る研究及び技術開発を着実に実施している。</p> <p>引き続き、地表、大気、海洋の観測・監視体制の強化を図るとともに、地球温暖化による気候変化予測など環境に係る研究・技術開発を推進する。</p>
	<p>④行動計画の計画的実施と推進状況の点検</p>	<p>今回の進捗状況を踏まえ、平成17年6月を目処に「国土交通省環境行動計画推進委員会」においてフォローアップを実施し、公表する予定。</p>